

法律第二十二号（平二二・四・七）

◎国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下支部図書館」を「以下「支部図書館」」に改め、同条の表国立国会図書館支部金融庁図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部消費者庁図書館	消 費 者 庁
------------------	---------

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（総務・内閣総理大臣署名）